

資金別申込先(○の金融機関・保証協会へお申し込みください)

資金名	信用保証協会	商工中金	十八親和銀行	長崎銀行	佐賀銀行	西日本シティ銀行	福岡銀行	北九州銀行	肥後銀行	三菱UFJ銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	佐賀共栄銀行	たちばな信金	九州ひぜん信金	伊万里信金	福江信組	長崎三菱信組	長崎医師信組	近畿産業信組	西海みずき信組	その他	
経営安定資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小規模企業者支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
下請企業・協同組合振興資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・下請企業:(公財)長崎県産業振興財団(副申) ・協同組合:長崎県中小企業団体中央会(意見)
緊急資金繰り支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・連鎖倒産:債権額の確認書類 ・災害復旧:自治体が発行する罹災証明
再生支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 中小企業再生支援協議会(支援) ② 取扱金融機関(推薦) ③ 商工会議所・商工会(推薦)
創業バックアップ資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② のア 商工会議所・商工会・経営革新等支援機関(推薦)
事業承継資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地域産業支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・地域雇用促進応援:県(地域づくり推進課)採択 ・経営革新応援①:県(経営支援課)承認 ・経営革新応援②:商工会議所・商工会(認定) ・商店街活性化:商工会議所・商工会(認定)
地方創生推進資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・経営革新計画:県(経営支援課)承認 ・長崎フードバリューアップ事業計画 長崎県成長産業サプライチェーン強化事業計画 長崎県航空機関連産業事業拡大計画:県(企業振興課)認定 ・Nびか認証企業応援計画:県(雇用労働政策課)認定 ・SDGs登録企業応援計画:県(政策企画課)認定

関係機関連絡先

長崎県信用保証協会 保証課 TEL 095-822-9172
 " 佐世保支所 TEL 0956-23-3295

※制度の仕組みに関するお問い合わせ

※上記の他、最寄の商工会議所・商工会にもご相談ください。

長崎県 産業労働部 経営支援課 TEL 095-895-2651



詳細は左のQRコードより長崎県HP「長崎県中小企業向け制度融資のご案内」をご覧ください。

【長崎県中小企業向け制度融資一覧表】

(令和4年4月1日以降)

◎資金の申込は、金融機関又は長崎県信用保証協会へ(詳細は最終面を参照)

制度名	融資対象	資金用途	貸付条件			
			限度額	利率%(年)	償還期間	保証料率%(対融資額:年)
経営安定資金	長期 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 税務申告決算において、直前期とその前期以前3期のいずれかの決算期決算と比較し、売上高が減少または経常利益(個人事業者は所得金額)が減少していること ② セーフティネットの認定を受けたこと ③ 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること ④ 直前期の税務申告決算において繰越欠損(個人事業者はマイナスの元入金)を内包している者 ⑤ 本制度を利用中の者で、返済財源が不足するために再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換を行う者	運転 設備	5,000万円	1.95以内	運転 7年以内(据置 1年) 設備10年以内(据置 2年)	0.45~1.30 ※セーフティネット1~4号、6号は0.45 5、7、8号は0.40
	短期 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、短期資金を必要とする者		別枠 2,000万円	1.55	1年以内	
	長期設備 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次の各号のいずれかに該当する設備投資を行う者 ① 工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築または改装しようとする者 ② 構築物・機械・装置等を新設、増設、更新または改造しようとする者 ③ 資材置場、駐車場用地等、事業に係る土地取得を主目的とする者又は①、②を目的とする土地取得を行う者		別枠 1億円	2.15以内	15年以内(据置 2年)	
経営力強化	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、中小企業等経営強化法に基づき国から認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者		別枠 5,000万円	1.85以内	運転 5年以内(据置 1年) 設備7年以内(据置 1年) ただし、借換の場合は10年以内(据置1年)	0.45~1.20
小規模企業者支援資金	保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて2,000万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 ① 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者(NPO法人を除く。) ② 小規模企業者(NPO法人を除く)のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税(法人である場合は法人税)、事業税又は県民税、市町村民税の所得割のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ当該税額を完納している者	運転 設備	2,000万円	1.90以内	運転 7年以内(据置 1年) 設備10年以内(据置 2年)	0.50~1.60 ※セーフティネット1~8号は0.45 ※特別小口保険は0.45
下請企業・協同組合振興資金	下請企業手形割引あっせん 長崎県産業振興財団に登録されている下請中小企業者で、支払条件の悪化により、資金繰りに支障を来たし、手形割引による運転資金を必要とする者	運転	2,000万円 組合 5,000万円	1.55	120日以内(割引期間)	-
	協同組合振興 長崎県中小企業団体中央会に加入し、その指導を受け、かつ一定の要件を備えた中小企業協同組合等	運転 設備	5,000万円(知事特認は別途)	1.85 1年以内 1.55	運転 7年以内(据置 1年) 設備10年以内(据置 2年)	必要な場合0.45~1.30

制度名		融資対象	資金用途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額:年)
緊急資金繰り支援資金	連鎖倒産防止	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 倒産企業（銀行取引停止を含む。）に対し、売掛債権等を有する関連中小企業 ② 知事が特に認めた企業に対し、売掛債権等を有する関連中小企業	運転	3,000万円 (債権額を限度)	1.30	10年以内 (据置 2年)	0.05～0.90 ※1セーフティネット 1～4号、6号 は0.05 5、7、8号は 0 ※2危機関連 保証は0.05
	災害復旧支援	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、台風、水害等の自然災害により、事業所、商品、原材料等に被害を被った者		別枠 3,000万円			
	環境変化対策	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者又は中小企業信用保険法第2条6項の規定により、経済産業大臣が発動する突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象を原因として経営の安定に支障を生じていることについて市町長の認定を受けた者		別枠 1億円 ※セーフティネット保証は 別枠1億円 ※危機関連保証は 別枠2億8,000万円			
	伴走支援 ※中小企業者は経営行動計画を策定、金融機関は当該経営計画の見直し及び計画実行のための伴走支援を実施	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次の①から③のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画を策定した者。 ① セーフティネット第4号の認定（新型コロナウイルス感染症）を受けた者 ② セーフティネット第5号の認定（売上高等減少）を受け、かつ、次のいずれかに該当する者 ア 売上高等減少率が15%以上であること イ 最近1か月間に対応する前年同月の売上高が、令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること ③ 次のいずれかに該当する者 ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること イ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ、前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	運転 設備	別枠 6,000万円			
創業バックアップ資金	県内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者 ① 事業を営んでいない個人であって、次のいずれかに該当する者 ア 1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること イ 2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること ウ 事業を開始した日以後5年未満であること エ 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること オ 個人で創業し法人成りした会社であって、当該会社の創業者がウに該当していること ② ①ア又はイに該当する場合は、次のいずれかに該当する者 (法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの) ア 商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の推薦を得た者 イ 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者 ウ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者 エ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者 ③ 県内に住所を有する者 ④ 県税を完納している者（納期が到来している者に限る）	運転 設備	3,500万円	1.65	10年以内 (据置 2年)	0.40 ※一般保証 利用の場合 0.05～1.50	
事業承継資金	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの。 ① 被承継者の親族、役員又は従業員による事業承継で、次のいずれかに該当する者 ア 個人事業主から事業を承継した個人又は会社 イ 代表者の交代による経営の承継を行う会社 ウ 事業承継のために設立された持株会社 ② 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社	運転 設備	1億円	1.65	10年以内 (据置 1年) 設備15年以内 (据置 2年)	0～1.12	

制度名		融資対象	資金用途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額:年)
再生支援資金		県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 中小企業活性化協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画）を策定した者 ② 金融機関の支援を受けて再建計画を策定した者 ③ 商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した者 ④ がんばる長崎中小企業経営支援ネットワークに係る経営サポート会議において支援が検討され、金融機関の支援を受け、経営再建を行う者	運転 設備	5,000万円	1.80 以内	10年以内 (据置 2年)	0.05～1.50 ※セーフティネット 1～4号、6号 は0.40 5、7、8号は 0.35
地域産業支援資金	過疎・離島半島振興	過疎地域・半島地域・離島地域において事業を継続している者	運転 設備	5,000万円	1.80	10年以内 (据置 2年)	0.05～0.90 ※経営革新 関連特例又は 経営力向上 関連特例 利用の場合 は0.40
	地域雇用促進応援	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者			1.55 以内		
	経営革新応援	次のいずれかに該当する者 ① 新たな需要を創造するための商品・サービスの開発、業務の効率化など、付加価値の向上につながるものとして、国の経営力向上計画の認定または県の経営革新計画の承認を受けた者 ② 商工会等が「地域産業活性化計画」の取組の中で重点支援先と定め、商工会等の支援を受けて国、県、市又は町の補助事業の採択を受けた者			1.55		
	商店街活性化	小売業又はサービス業（ただし、卸売業、製造業を行う者が小売業を開始する場合など、既存事業の業容拡大を図る者を含む。）を行う者で、商店街への出店、店舗の改装等、商店街の活性化に資するとして、商工会議所又は商工会から認定を受けた者			1.50		
地方創生推進資金	食のながさき応援	次のいずれかに該当する者 ① 食品の製造及び加工に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者 ② 長崎フードバリューアップ事業計画の認定を受けた者	運転 設備	2億円 (内、運転 5,000万円)	1.35	10年以内 (据置 1年) 設備 12年以内 (据置 2年)	0.20
	ものづくり企業育成応援	次のいずれかに該当する者 ① 下記5分野に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者 ア 半導体関連 イ ロボット（産業用機械）関連 ウ 造船・プラント関連 エ 医療機器関連 オ 航空機関連 ② 長崎県成長産業サプライチェーン強化事業計画の認定を受けた者 ③ 長崎県航空機関連産業事業拡大計画の認定を受けた者			※食のながさき応援は、設備資金と設備投資に伴う運転資金のみ（運転資金単独の利用は不可）		
	Nびか認証企業応援	長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nびか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者			1.30		
	SDGs登録企業応援	長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者			5,000万円		
	健康・観光関連産業応援	ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者 【宿泊業生産性向上支援】 宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者			2億円 (内、運転 5,000万円)		